平成28年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

平成28年5月11日(水)開催

仙北市農業委員会

平成28年 第6回仙北市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成28年5月11日(水)午前9時00分
- 2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」
- 3. 出席委員 (23人)

	1番	高	橋	政	敏		4番	佐	藤	孝	典
	5番	平	岡	裕	子		6番	佐	藤		和
	7番	千	葉	惣	永		8番	青	柳	良	信
1	0 番	佐	藤	二	郎	1	1番	沢	山	純	_
1	2番	門	脇	博	美	1	3 番	藤	村	紀	章
1	4番	辻			均	1	5番	倉	橋	重	基
1	7番	佐	藤	善	栄	1	8番	草	彅		隆
1	9番	Щ	本		實	2	0番	Щ	手	善	美
2	1番	田	村	博	美	2	2番	真	崎	純	孝
2	3 番	大	石		知	2	4番	糸	井		淳
2	5番	藤	原	由	悦	2	6番	鈴	木	八寿	男
2	7番	羽	JII	正	幸						

4. 欠席委員 (4名)

 2 番 藤 村 隆 清
 3 番 野 中 秀 人

 9 番 齋 藤 瑠璃子
 1 6 番 大 石 温 基

- 5. 議事日程
 - 第1 開会宣言
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
 - 第 4 会務諸報告

第 5

- 1. 報 告
 - (1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について
 - (2) 農地改良完了報告書について
 - (3)農地の転用事実に関する照会書について
- 2.議事
- (1) 議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第20号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第21号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第22号

現況非農地証明願いに対する可否決定について

(5) 議案第23号

加減面積の設定について

(6) その他

第 6 閉 会

6 . 事務局職員

事務局長 伊藤一彦 参事門脇益美

係 長 樫 尾 健 主 事 伊 藤 大 地

7. 書記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

20番 山 手 善 美 21番 田 村 博 美

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成28年第6回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 雪解けが進み、順調と思われましたが、なかなか順調にはいかずにみな さん苦労なさっているかと思います。今後天気が続き持ち直すのかなと思 っていますが、農作業が多少遅れるかなと考えております。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席委員は4名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に20番山手善美委員、21番田村博美委員両名 を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従 い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時6分)

議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け したいと思っております。それでは日程 5 、報告に入りたいと思います。 事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出について

です。4月8日から5月10日までに3名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 報告 2 。農地改良完了報告書が別添資料のとおり提出されております。 現地の確認写真を添付しておりますので、併せてご覧ください。

次に農地の転用事実に関する照会書について報告致します。今回法務局からの照会につきましては2件になります。1件目は角館町小勝田地区、登記地目は田、変更後の地目は宅地になります。面積につきましては〇〇㎡、申請者は角館町小勝田地区の〇〇さん、昭和55年1月10日から宅地として利用されております。

2件目は角館町小勝田中川原地区の2筆、登記地目は田、変更後の地目は宅地となります。面積につきましては合計〇〇㎡、申請者は東京都足立区の〇〇さん、昭和43年月日不詳から宅地として利用されております。 どちらも現地写真を資料に添付しておりますのでごらんください。

2件の照会書につきましては法務局へ回答をしております。報告は以上 になります。(9時11分)

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第19号、農地法 第3条の規定に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いし ます。

門脇参事 議案第19号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の 可否を求める。平成28年5月11日提出。仙北市農業委員会会長羽川 正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町西長野地区、田1筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町西長野地区の〇〇さん。譲

受人は同じく西長野地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条無償移転です。申請事由は自作地の相互の交換になります。次の整理番号2番も同様になります。

次に整理番号2番、農地の所在が角館町西長野地区、田2筆、面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町西長野地区の〇〇さん、譲受人は角館町西長野地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条無償移転です。申請事由は、申請自由は自作地の相互の交換になります。

次に整理番号3番、農地の所在が西木町小渕野地区、田〇〇筆、面積が合計〇〇㎡、譲渡人は西木町小渕野地区の〇〇さん、譲受人は同じく小渕野地区の〇〇さんです。利用目的は田、3条無償移転になります。申請事由は、譲渡人の経営規模の縮小。譲受人の経営規模の拡大になります。

次に整理番号4番、農地の所在が田沢湖角館東前郷地区、田〇〇筆、面積が合計〇〇㎡、賃貸人は西木町西荒井地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖角館東前郷地区の〇〇さんです。利用目的は田、3条賃貸借になります。期間は〇〇年、賃借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。申請事由は賃貸人の夫が耕作を行っていましたが、病気がちになり経営を縮小したいとのことです。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番につきましては26番鈴木委員より現地確認報告をお願いします。

26番鈴木 《整理番号1番、2番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 次に整理番号3番につきましては2番藤村委員が欠席ですので、整理番号4番につきまして6番佐藤委員より現地確認報告をお願いします。

2 番藤村 《整理番号4番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。 『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第19号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第19号については許可することに 決定します。 (9時15分)

議 長 次に議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを 上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町 自岩地区で登記簿現況共に田○○筆、面積が○○㎡、使用貸借の案件で す。貸付人は角館町自岩地区の○○さん。借受人は息子さんの○○さん です。転用理由としましては、現在畜産の経営をしているが経営規模の 拡大を考えており、その場合現在の施設では手狭になることや周辺への 臭いなどの対策を考慮して、申請地に牛舎及び堆肥舎の建築を行うとの ことです。なお、仙北農業振興地域整備計画書の手続きとして、平成2 8年4月19日に農地の用途変更手続きが終了しております。

整理番号2番、農地の所在が角館町白岩地区、登記簿現況共に田〇〇筆、 議 長 面積は〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町白岩地区の〇〇さん、 賃借人は角館町白岩地区の〇〇さん。転用理由につきましては、申請地の 4番佐藤 道路向かいに借受人が経営するグループホームがあり、今後経営規模の拡 議 長 大や事務の効率化などを行うことから申請地へグループホームの建築を行うとのことです。こちらにつきましては賃貸借期間が30年の契約になり 25番藤原 ます。なお、農業振興地域整備計画の変更につきましては平成26年9月 議 長

に除外済となっております。

整理番号3番、農地の所在が角館町西下夕野地区、登記簿現況共に田〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は角館町小館地区の〇〇さん、賃借人は秋田市保戸野の〇〇さんです。転用理由につきましては、仙北市立角館病院の新築移転に伴い、患者へ処方された薬を迅速に提供するために調剤薬局の建築をするとのことです。なお、申請地は都市計画区域内であり、賃貸借期間は30年となります。

整理番号4番、農地の所在が田沢湖生保内地区、登記現況共に田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用理由につきましては、譲受人は隣接地において自動車及び機械電装等の資材置き場として利用しているが、手狭となってきていることから申請地を造成し、隣接地と同様に資材置き場として利用したいとのことです。なお、申請地は都市計画区域内になります以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番、2番につきましては、18番草彅委員より現地確認報告をお願いします。

18番草彅 《整理番号1番、2番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号3番につきましては、4番佐藤委員より現地確認報告をお願いします。

4番佐藤 《整理番号3番について、現地確認報告》

議 長 次に整理番号4番につきましては、25番藤原委員より現地確認報告をお願いします。

25番藤原 《整理番号4番について、現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第20号については許可することにご異議ござ いませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第20号については許可することに決定します。 (9時36分)

議 長 次に、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の整理番号4番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

17番佐藤 《17番佐藤委員退室》(9時37分)

伊藤主事 整理番号4番について説明します。農地の所在が田沢湖刺巻地区で登記簿現況共に田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖刺巻地区の〇〇さん。賃借人は同じく刺巻地区の〇〇さんです。利用目的は田として。期間は〇〇年。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

説明は以上です。

議 長 ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理 番号4番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《 1 7 番 佐 藤 委 員 入 室 》 (9 時 3 9 分)

議長 次に、整理番号11番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《 2 2 番 真 崎 委 員 退 室 》 (9 時 4 0 分)

伊藤主事 整理番号11番について説明します。農地の所在が田沢湖卒田地区で登 記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、賃貸借の案件です。

賃貸人は田沢湖卒田地区の〇〇さん。賃借人は同じく卒田地区の〇〇さんです。利用目的は田として。期間は〇〇年。賃貸借料につきましては、割返しにより10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理 番号11番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《 2 2 番 真 崎 委 員 入 室 ≫ (9 時 4 2 分)

議 長 次に整理番号4番、11番を除き一括上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号1番、農地の所在が田沢湖生保内地区で登記簿現況共に田〇〇 筆、合計面積は〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖生保内地区の〇〇さんです。利用目的地区の〇〇さんです。利用目的は田。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。自己資金での売買となります。

整理番号2番につきましては、譲渡人・譲受人双方の事業により取り下げとなります。

整理番号3番、農地の所在が角館町白岩地区で登記簿現況共に田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡。所有権移転の案件です。譲渡人は角館町白岩地区の〇〇さん。譲受人は角館町金山下地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円。自己資金での売買です。

整理番号5番、農地の所在が田沢湖牛保内地区で登記簿現況共に田〇〇

筆、合計面積が○○㎡。新規の賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖生保内地区の○○さん。譲受人は同じく生保内地区の○○さんです。利用目的は田として。10アール当たり米○○俵の年額米○○俵。期間は○○年です。

整理番号 6 番、農地の所在が角館町下延地区で登記現況共に田〇〇筆、畑〇〇筆の合計〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借の案件です。 賃貸人人は角館町下延地区の〇〇さん。賃借人は同じく下延地区の〇〇さんです。利用目的は田として。10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年〇〇ヶ月です。

整理番号 7番、農地の所在が角館町白岩・薗田地区で登記簿現況共に田、合計〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町薗田地区の〇〇さん。賃借人は同じく薗田地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号8番、農地の所在が西木町上荒井地区で登記簿現況共に田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は西木町上荒井地区の〇〇さん。賃借人は同じく上荒井地区の〇〇さんで10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号 9 番、農地の所在が西木町上桧木内地区で登記簿現況共に田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡。新規の賃貸借案件です。賃貸人は西木町上桧木内地区の〇〇さん、賃借人は同じく上桧木内地区の〇〇さんです。利用目的は田として。賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年です。

整理番号10番から22番につきましては、再設定の案件になります。

こちらは期間が3年のものが3件、5年のものが3件、10年のものが 7件となっております。内容の説明は割愛させていただきます。

次に整理番号23番、農地の所在が田沢湖梅沢地区で登記簿現況共に田・畑、合計田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計〇〇筆の〇〇㎡です。 農地中間管理機構への貸借になります。賃貸人は田沢湖梅沢地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。 賃貸借料は10アール当たり〇〇円、畑につきましては使用貸借、年額〇〇円、期間は10年1ヶ月となります。

次に整理番号24番、農地の所在が田沢湖生保内地区で登記簿現況共に田〇〇筆、合計面積〇〇㎡です。農地中間管理機構への貸借になります。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。賃貸借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円、期間は10年1ヶ月となります。

整理番号25番、農地の所在が田沢湖生保内地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡です。農地中間管理機構への貸借になります。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。賃貸借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円、期間は10年1ヶ月となります。

整理番号26番、農地の所在が田沢湖生保内地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡です。農地中間管理機構への貸借になります。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。賃貸借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円、期間は10年1ヶ月となります。

整理番号27番、農地の所在は角館町下延地区で登記現況共に田、畑、

田が〇〇筆〇〇㎡、畑が〇〇筆〇〇㎡の合計〇〇筆〇〇㎡です。農地中間管理機構への貸借になります。賃貸人は角館町下延地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。賃貸借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円、畑につきましては使用貸借、期間は10年1ヶ月となります。説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。この内容にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 それでは議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

- 議 長 異議無しと認めます。議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農 地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することとし ます。 (9時52分)
- 議 長 次に、議案第22号、非農地証明願いに対する可否決定についてを上程 しますが、その前に利害関係者の退席を求めます。

《7番千葉委員入室》(9時53分)

- 議 長 それでは説明をお願いします。
- 樫尾係長 それでは議案第22号、非農地証明願いに対する可否決定について内容 の説明を致します。

非農地証明申請のありました農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、面積につきましては〇〇㎡です。登記簿地目は田、現況地目につきましては原野となっております。申請者は田沢湖生保内地区の〇〇さん、非農地の事由としまして平成16年頃から原野化となっております。

資料に添付しています現状写真をご覧ください。石が混じっている農地でありまして機械での耕起などをしますと機械が壊れる恐れがあるような状態です。このことから今回申請をすると申請者からお話がありました。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

25番藤原 《議案第22号について、現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは議案第22号非農地証明願いに対する可否決定については、現況を非農地と認め、非農地証明することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第22号非農地証明願いに対する可否決定に ついては、現況を非農地と認め、非農地証明することとします。

(9時57分)

《7番千葉委員入室》(9時57分)

議長 次に議案第23号下限面積の設定についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長それでは議案第23号下限面積の設定につきまして説明致します。

こちらにつきましては(案)ということでお諮り致します。平成21年 12月施行の改正農地法により農業委員会が農水省令で定められた基準 に従いまして、市町村区域内の全農地または一部農地について、これら の範囲内で下限面積を設定することができることとなっております。

こちらにつきましては、2月25日と4月25日に農地専門委員会におきまして下限面積の変更について審議をして頂きました。現行の下限面積

5 0 アールにつきましては、市内一律で1 0 アールに変更することと方針が定められました。変更の理由につきましては、仙北市内につきまして数件の新規就農に関する問い合わせや相談などが事務局・農業委員の方々にありましたが、5 0 アールの下限面積以下の農地取得などの相談で保留などになってしまう事例もあったことから、今後の新規就農者の受け入れや新規就農者の果樹栽培など、今後の農地の有効利用も考慮しつつ、今回下限面積の変更の方針としております。参考までに資料には県内の下限面積一覧を添付しております。併せて仙北市内の5 0 アール以下の農家戸数や仙北市の遊休農地比率などの数字も明記しておりますので参考としてください。説明は以上になります。

議 長 説明が終わりました。ご意見質問などございませんか。

伊藤局長 事務局より補足説明です。もし企業等が農地の賃借・取得などがなされ ようとする場合におきましては、その案件につきまして農地専門委員会 での審議をしていただくことになると考えています。

議 長 ほかにご意見質問などございませんか。

『なし』の声あり

議 長 無いようですので、議案第23号については下限面積の設定について変 更することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第23号については下限面積の設定 議長 について変更することに決定します。 (10時5分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありました。 たらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5 番平岡 ≪ 5 月 2 日臨時議会・新庁舎建設について 他≫

議 長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 ≪共済合併について≫

議 長 農協からの報告はありますか。

18番草彅 とくにありません。

議 長 暫時休憩します。(10時11分)

議長 休憩以前にさかのぼり、議事を再開します。(10時21分)

議 長 次に、連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 《協議事項 今後の日程》

5月24日(火)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時~)

5月24日(火)秋田県農業会議常設審議委員会

(秋田市 パークホテル 13時30分~)

秋田県都市農業委員会会長会

(秋田市 パークホテル 15時30分~)

6月9日(木)第7回農業委員会総会

(西木総合開発センター「集会室」 9 時~)

6月24日(金)農用地利用調整会議

(西木総合開発センター「農林研修室」9時~)

義 長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉 会)

議長以上をもちまして平成28年第6回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時32分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 員 20番

署 名 員 2 1 番